

## 千葉市図書館資料の貸出しに係る個人利用者の登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉市図書館管理規則(昭和47年千葉市教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という)第9条第5項の規定に基づき、図書館資料の貸出しに係る個人利用者の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録できる個人利用者の範囲)

第2条 個人利用者の登録を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当する者とし、登録を受ける際には、当該各号に該当することを証する書類等を提示しなければならない。

- (1) 千葉市内に住所を有する者
  - (2) 千葉市内に勤務している者
  - (3) 千葉市内に通学している者
  - (4) 千葉市と図書館の相互利用に関する協定等を締結している他の地方公共団体に住所を有する者
- 2 前項各号のいずれかに該当することを証する書類等の種別は、別に定める。
- 3 第1項の規定は、登録後に交付される利用カードの有効期間の更新の手続について準用する。

### (その他の個人利用者)

第3条 前条の規定にかかわらず、同条第1項各号のいずれにも該当しない者であっても個人利用者の登録を受けることができる。この場合において、当該登録を受けた者に対する図書館資料の貸出しに係る利用の範囲は、別に定める。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による個人利用者の登録の手続及び登録後に交付される利用カードの有効期間の更新の手続について準用する。

### 附 則

この要綱は、平成19年 3月 1日から施行する。